

相 続 税 法 施 行 令 の 一 部 を 改 正 する 政 令 新 旧 対 照 表

改 正 後

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条）

第二節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす財産の範囲（第一条の二―第一条の五）

第三節 信託に関する特例（第一条の六―第一条の十二）

第四節 財産の所在（第一条の十三―第一条の十五）

第二章 課税価格及び控除等

第一節 課税価格及び控除（第二条―第四条の六）

第二節 特定障害者に対する贈与税の非課税（第四条の七―第四条の二十）

第三節 相続時精算課税（第五条―第五条の七）

第三章 財産の評価（第五条の八）

第四章 申告、納付及び還付（第六条―第十一条）

第五章 延納及び物納（第十二条―第二十六条）

第六章 雑則（第二十七条―第三十四条）

附則

（相続税額から控除する贈与税相当額等）

2 省 略

3 法第二十八条第五項の規定の適用を受けた者に同項の贈与をした同項に規定する短期非居住贈与者が当該贈与をした日から三年以内に死亡した場

合（その死亡の前日に同条第六項又は第七項に規定する場合に該当することとなつた場合を除く。）には、その者が当該贈与により取得した財産で

法の施行地外にあつたもの（法第二十一条の九第三項の規定の適用を受け

るものを除く。）については、法第十九条第一項の規定は、適用しない。

（年の中途において課税財産の範囲が異なることとなつた場合の贈与税の

範囲が異なることとなつた場合の贈与税の

範囲が異なることとなつた場合の贈与税の

目次

第一章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 相続時精算課税（第五条―第五条の六）

第三章 財産の評価（第五条の七）

第四章 同上

第五章 同上

第六章 雑則（第二十七条―第三十三条）

附則

（相続税額から控除する贈与税相当額等）

2 同 上

3 同 上

（年の中途において課税財産の範囲が異なることとなつた場合の贈与税の

範囲が異なることとなつた場合の贈与税の

範囲が異なることとなつた場合の贈与税の

範囲が異なることとなつた場合の贈与税の

範囲が異なることとなつた場合の贈与税の

範囲が異なることとなつた場合の贈与税の

範囲が異なることとなつた場合の贈与税の

範囲が異なることとなつた場合の贈与税の

課税価格等)

第四条の四の二 省略

2 省略

3 法第二十八条第五項の規定の適用を受けた者に同項の贈与をした同項に規定する短期非居住贈与者又は当該短期非居住贈与者以外の者であつて当該贈与の日の属する年(以下この項において「適用年」という。)においてその者に対し財産の贈与をした者(以下この項において「短期非居住贈与者等」という。)が死亡(当該適用年の中途における死亡を除くものとし、その死亡の前日に同条第六項又は第七項に規定する場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日の属する年の中途における死亡に限る。)をした場合には、その者が当該適用年において当該短期非居住贈与者等から贈与により取得した財産の価額で法第十九条の規定により相続税の課税価格に加算されるものは、法第二十一条の二第一項から第三項までの規定にかかわらず、贈与税の課税価格に算入しない。

(相続時精算課税選択届出書の提出)

第五条 法第二十一条の九第二項の規定による同項に規定する届出書(以下「相続時精算課税選択届出書」という。)の提出は、同条第一項の贈与をした者ごとに、法第二十八条第一項(同条第六項又は第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第四項において同じ。)の規定による申告書に添付して納税地の所轄税務署長にしなければならない。

2 省略

3 省略

(短期非居住贈与者が死亡した場合における在外財産に対する相続時精算課税の不適用)

第五条の二 法第二十八条第五項の規定の適用を受けた者に同項の贈与をした同項に規定する短期非居住贈与者が死亡した場合(その死亡の前日に同条第六項又は第七項に規定する場合に該当することとなつた場合を除く。)(には、その者が当該贈与により取得した財産で法の施行地外にあつたもの(法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに限る。)(については、法第二十一条の十五第一項及び第二十一条の十六第一項の規定は、適用しない。

課税価格)

第四条の四の二 同上

2 同上

(相続時精算課税選択届出書の提出)

第五条 法第二十一条の九第二項の規定による同項に規定する届出書(以下「相続時精算課税選択届出書」という。)の提出は、同条第一項の贈与をした者ごとに、法第二十八条第一項の規定による申告書に添付して納税地の所轄税務署長にしなければならない。

2 同上

3 同上

(相続税額の加算の対象とならない相続税額)
第五条の三 省略

(相続時精算課税に係る贈与税に相当する税額の控除の順序)
第五条の四 省略

(相続時精算課税の適用のための読替え)
第五条の五 省略

第五条の六 省略

(相続時精算課税選択届出書を提出しないで死亡した者の相続人に係る相続時精算課税選択届出書の提出)
第五条の七 省略

2・3 省略

4 第五条第三項及び第四項の規定は、第一項の贈与をした者が年の中途において死亡した場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条の七第一項」と、同条第四項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第二項」と読み替えるものとする。

第五条の八 省略

(特定贈与者である短期非居住贈与者等の死亡により贈与税の申告書の提出を要しない場合)

第七条の二 法第二十八条第五項の規定の適用を受けた者に同項の贈与をした同項に規定する短期非居住贈与者又は当該短期非居住贈与者以外の者であつて当該贈与の日の属する年(以下この条において「適用年」という。

「においてその者に対し財産の贈与をした者(以下この条において「短期非居住贈与者等」という。))が死亡(当該適用年の中途における死亡を除くものとし、その死亡の日前に法第二十八条第六項又は第七項に規定する場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日の属する年の中途における死亡に限る。))をした場合には、その者が当該適用年においてその死亡した短期非居住贈与者等から贈与により取得した財産

(相続税額の加算の対象とならない相続税額)
第五条の二 同上

(相続時精算課税に係る贈与税に相当する税額の控除の順序)
第五条の三 同上

(相続時精算課税の適用のための読替え)
第五条の四 同上

第五条の五 同上

(相続時精算課税選択届出書を提出しないで死亡した者の相続人に係る相続時精算課税選択届出書の提出)
第五条の六 同上

2・3 同上

4 第五条第三項及び第四項の規定は、第一項の贈与をした者が年の中途において死亡した場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条の六第一項」と、同条第四項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第二項」と読み替えるものとする。

第五条の七 同上

(法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに限る。)については、法第二十八条第六項又は第七項の規定にかかわらず、同条第一項の規定は、適用しない。

(相続税の連帯納付義務の適用除外となる納税の猶予の範囲)

第十条の二 法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める場合は、同号の納税義務者が同号の相続税に係る被相続人から相続又は遺贈により取得した財産について次に掲げる規定の適用を受けた場合とする。

一 省 略

二 租税特別措置法第七十条の六の六第一項(山林についての相続税の納税猶予及び免除)の規定

二の二 租税特別措置法第七十条の六の七第一項(特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除)の規定

三・四 省 略

五 租税特別措置法第七十条の七の六第一項(非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例)の規定

六 租税特別措置法第七十条の七の八第一項(非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例)の規定

七 租税特別措置法第七十条の七の十二第一項(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)の規定

(法人から受ける特別の利益の内容等)

第三十二条 法第六十五条第一項の法人から受ける特別の利益は、施設の利用、余剰金の運用、解散した場合における財産の帰属、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等(理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの)をいう。次条第三項及び第四項第二号において同じ。)の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して当該法人から受ける特別の利益(以下この条において「特別利益」という。)とし、法第六十五条第一項の法人から特別の利益を受ける者は、同項の贈与又は遺贈をした者からの当該法人に対する当該財産の贈与又は遺贈に関して当該法人から特別利益を受けたと認められる者とする。

(人格のない社団又は財団等に課される贈与税等の額の計算の方法等)

(相続税の連帯納付義務の適用除外となる納税の猶予の範囲)

第十条の二 同 上

一 同 上

二 租税特別措置法第七十条の六の四第一項(山林についての相続税の納税猶予及び免除)の規定

三・四 同 上

五 租税特別措置法第七十条の七の八第一項(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)の規定

(法人から受ける特別の利益の内容等)

第三十二条 法第六十五条第一項の法人から受ける特別の利益は、施設の利用、余剰金の運用、解散した場合における財産の帰属、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等(理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの)をいう。次条第三項において同じ。)の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して当該法人から受ける特別の利益(以下この条において「特別利益」という。)とし、法第六十五条第一項の法人から特別の利益を受ける者は、同項の贈与又は遺贈をした者からの当該法人に対する当該財産の贈与又は遺贈に関して当該法人から特別利益を受けたと認められる者とする。

(人格のない社団又は財団等に課される贈与税等の額の計算の方法等)

第三十三条 法第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定により同条第一項若しくは第二項の社団若しくは財団又は同条第四項の持分の定めのない法人（以下この項、次項及び第五項において「社団等」という。）に課される贈与税又は相続税の額については、次に掲げる税額の合計額（当該税額の合計額が当該贈与税又は相続税の額を超えるときには、当該贈与税又は相続税の額に相当する額）を控除するものとする。

一・二 省略

2 省略

3 贈与又は遺贈により財産を取得した法第六十五条第一項に規定する持分の定めのない法人が、次に掲げる要件の全てを満たすとき（一般社団法人又は一般財団法人（当該贈与又は遺贈の時に次条第四項各号に掲げるものに該当するものを除く。次項において「一般社団法人等」という。）にあつては、次項各号に掲げる要件の全てを満たすときに限る。）は、法第六十六条第四項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないものとする。

一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その役員等のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（次号において「親族等」という。）の数がそれぞれ役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

イハ 省略

二 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員（(1)及び次条第三項第六号において「会社役員」という。）又は使用人である者

(1)・(2) 省略

二 当該法人に財産の贈与若しくは遺贈をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族等（次項第二号において「贈与者等」という。）に対し、施設の利用、余剰金の運用、解散した場合における財産の帰属、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

第三十三条 法第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定により同条第一項若しくは第二項の社団若しくは財団又は同条第四項の持分の定めのない法人（以下この項、次項及び第四項において「社団等」という。）に課される贈与税又は相続税の額については、次に掲げる税額の合計額（当該税額の合計額が当該贈与税又は相続税の額を超えるときには、当該贈与税又は相続税の額に相当する額）を控除するものとする。

一・二 同上

2 同上

3 贈与又は遺贈により財産を取得した法第六十五条第一項に規定する持分の定めのない法人が、次に掲げる要件を満たすときは、法第六十六条第四項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないものとする。

一 同上

イハ 同上

二 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員（(1)において「会社役員」という。）又は使用人である者

(1)・(2) 同上

二 当該法人に財産の贈与若しくは遺贈をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、余剰金の運用、解散した場合における財産の帰属、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

三・四 省略

4| 贈与又は遺贈により財産を取得した一般社団法人等が、次に掲げる要件のいずれかを満たさないときは、法第六十六条第四項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるものとする。

一 当該贈与又は遺贈の時におけるその定款において前項第一号に規定する定め及び同項第三号に規定する定めがあること。

二 当該贈与又は遺贈前三年以内に当該一般社団法人等に係る贈与者等に対し、施設の利用、余剰金の運用、解散した場合における財産の帰属、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益（以下この号において「特別利益」という。）を与えたことがなく、かつ、当該贈与又は遺贈の時におけるその定款において当該贈与者等に対し特別利益を与える旨の定めがないこと。

三 当該贈与又は遺贈前三年以内に国税又は地方税（地方税法第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都及び特別区のもの）に相当する徴収金を含む。）をいう。次条第一項第二号ロにおいて同じこと。

5| 省略

（特定一般社団法人等の純資産額の算定等）

第三十四条 法第六十六条の二第一項に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

一 被相続人（法第六十六条の二第一項に規定する被相続人をいう。以下この条において同じ。）の相続開始の時において特定一般社団法人等（法第六十六条の二第二項第三号に規定する特定一般社団法人等をいう。以下この条において同じ。）が有する財産（信託の受託者として有するもの及び当該被相続人から遺贈により取得したものを除く。）の価額の合計額

二 次に掲げる金額の合計額

イ 特定一般社団法人等が有する債務であつて被相続人の相続開始の際現に存するもの（確実と認められるものに限るものとし、信託の受託者として有するものを除く。）の金額

三・四 同上

4| 同上

ロ 特定一般社団法人等に課される国税又は地方税であつて被相続人の相続の開始以前に納税義務が成立したもの（当該相続の開始以前に納付すべき税額が確定したもの及び当該被相続人の死亡につき課される相続税を除く。）の額

ハ 被相続人の死亡により支給する法第三条第一項第二号に掲げる給与の額

二 被相続人の相続開始の時ににおける一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十一条（基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め）に規定する基金の額

2 | 前項第一号の財産の価額は、被相続人の相続開始の時ににおける時価（地上権（法第二十三条に規定する地上権をいう。）、永小作権又は定期金給付契約に関する権利にあつては、同条から法第二十五条までの規定に準じて評価した金額）により、同項第二号イの債務の金額は、その時の現況による。

3 | 法第六十六条の二第一項及び第二項第二号に規定する政令で定める特殊の關係のある者は、次に掲げる者とする。

一 被相続人の配偶者

二 被相続人の三親等内の親族

三 被相続人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

四 被相続人の使用人及び使用人以外の者で当該被相続人から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

五 前二号に掲げる者と生計を一にしているこれらの者の配偶者又は三親等内の親族

六 前各号に掲げる者のほか、次に掲げる法人の会社役員又は使用人である者

イ 被相続人が会社役員となつて他の法人

ロ 被相続人及び前各号に掲げる者並びにこれらの者と法人税法第二十条第十号（定義）に規定する政令で定める特殊の關係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

4 | 法第六十六条の二第二項第一号に規定する政令で定める一般社団法人又は一般財団法人は、次に掲げるものとする。

一 公益社団法人又は公益財団法人

二 法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人

三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社又はこれに類する会社であつて財務省令で定めるものを一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二条第四号（定義）に規定する子法人として保有することを専ら目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて財務省令で定めるもの

四 資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして財務省令で定める一般社団法人又は一般財団法人

5 法第六十六条の二第二項第一号に規定する一般社団法人等が被相続人の相続の開始前五年以内に行われた合併に係る合併法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四条第一号（吸収合併契約）に規定する吸収合併存続法人又は同法第二百五十四条第二号（新設合併契約）に規定する新設合併設立法人をいう。第七項において同じ。）である場合において、当該被相続人が当該期間内のいずれかの時において当該合併に係る被合併法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四条第一号に規定する吸収合併消滅法人又は同法第二百五十四条第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。次項及び第七項において同じ。）の理事であつたときは、法第六十六条の二第二項の規定の適用については、当該被相続人は当該一般社団法人等の理事でなくなつた日から五年を経過していない者とみなす。

6 前項の場合における法第六十六条の二第二項第三号の規定の適用については、被合併法人同族理事（前項の合併に係る被合併法人の理事のうち被相続人又は当該被相続人と第三項に規定する特殊の関係のある者をいう。）の数の理事の総数のうちに占める割合が二分の一を超える期間は、同号ロの二分の一を超える期間に該当するものとみなす。

7 法第六十六条の二第二項の規定の適用がある場合において、同項の特定一般社団法人等（被相続人の相続の開始前に当該特定一般社団法人等を合併法人とする合併があつた場合には、当該合併に係る被合併法人を含む。）が当該相続の開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について法第六十六条第四項において準用する同条第一項又は第二項の規定により課された贈与税又は相続税（当該遺贈をした者の死亡につき当該特定一般社団法人等が法第六十六条の二第二項の規定の適用を受けた場合における当該相

続税を除く。)の税額(法第六十六条第五項の規定による控除後の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。)に相当する金額(既に法第六十六条の第三項の規定により控除された金額を除く。以下この項において「控除対象金額」という。)があるときは、法第六十六条の第二項の規定により当該特定一般社団法人等に課される相続税の額については、当該控除対象金額(当該控除対象金額が当該相続税の額を超える場合には、当該相続税の額)を控除する。

8| 法第六十六条の第二項の規定により特定一般社団法人等に相続税が課される場合における当該特定一般社団法人等に係る法第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「その相続の開始があつた」とあるのは、「当該被相続人が死亡した」とする。

9| 法第六十六条の第二項の規定により特定一般社団法人等が遺贈により取得したものとみなされる財産については、法第六十六条第四項の規定は適用しない。

10| 法第六十六条の第二項の規定の適用がある場合において、同項の特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得した財産について法第六十六条第四項の規定の適用があるときは、当該特定一般社団法人等の相続税の額からの控除については、まず同条第五項の規定による控除をした後に、法第六十六条の第三項の規定による控除をするものとする。この場合において、法第六十六条第五項の規定により控除をする金額は、同項の規定による控除前の相続税の額に、当該財産の価額が当該特定一般社団法人等に係る相続税の課税価格のうちを占める割合を乗じて計算した金額を限度とする。

11| 法第六十六条の第二項の規定の適用がある場合において、同項の特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得した財産があるとき(前項の規定に該当するときを除く。)は、当該財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

附 則

(施行期日)

1| この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲

げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条の二第二号の改正規定 都市農地の貸借の円滑化に関する法律
(平成三十年法律第 号)の施行の日

二 第十条の二第二号の次に一号を加える改正規定 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日

(経過措置)

2| 改正後の相続税法施行令第三十三条第三項及び第四項の規定は、この政令の施行の日以後に遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。)又は贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。)により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。